

当初設計書		設 計		精 算
起工番号	： 漫農整委第22号	工期	： 80日間	
会計年度	： 令和 7 年度	単価世代	： 令和07年12月01日 農林	
事業名	： 農地防災事業	諸経費率	： 農林 令和07年10月	
工事名	： ため池浚渫（九郎ため池）業務委託			
設計部課名	： 農政部 農村森林整備課			
工事場所	： 久留米市 荒木町 荒木 地内			
設 計 の 概 要	(当初設計) 業務延長 浚渫工(土質改良) 附帯工 $L = 33.0m$ $A = 105m^2$ $N = 1式$			

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
その他土木工事(2)	1	式				
浚渫工	1	式				
土質改良(セメント系固化材) t=0.3m 添加量 50kg/m ³	105	m ²			単 1 号	
掘削 小規模 土砂 標準	21	m ³			P 1 号	
建設発生土処分料 第3種発生土(草木混り)	21	m ³				
土砂等運搬 小規模 バックホー山積0.28m ³ (平積0.2m ³) 土砂 2.5km以下 DID区間無 タイヤ損耗費(良好)含む	21	m ³			P 2 号	
土工	1	式				
床掘り 土砂 小規模	6	m ³			P 3 号	
法面整形 切土部 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 現場制約無し	71	m ²			P 4 号	
埋戻 人力はね付け(人力投入) 購入土 砂・砂質土 人力タコ(区分)	1	m ³			単 2 号	
盛土 人力まきだし 購入土 砂・砂質土 振動コバタ(区分)	65	m ³			単 3 号	
建設発生土処分料 第3種発生土(草木混り)	6	m ³				

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³) 土砂 2.5km以下 DID区間無 外代損耗費(良好)含む	6	m ³			P 2号	
地盤改良(セメント系固化材) t=0.5m 添加量 50kg/m ³	55	m ²			单 4号	
附帯工	1	式				
かご工 B1000×H500 吸出防止材・割栗石含む	86	m			单 5号	
接続桟 B700-H1450	1	基			单 6号	
横断暗渠 400×400	4.5	m			单 7号	
木杭打込み(バックホウ) 杭長2m 末口径9cm	7	本			施 1号	
ネットフェンス(本体)撤去 柵高1.5m 廃棄 アンカーブロックに設置	19	m			施 2号	
ネットフェンス運搬・処分 金属くず 3.5km以下 DID区間無	2	m ³			单 8号	
ネットフェンス(本体)設置 柵高1.5m 支柱間隔2.0m アンカーブロック設置	18	m			施 3号	
ネットフェンス(扉)設置 柵高1.5m ネット式片開	1	m			单 9号	
小型重力式擁壁 H-1800	5	m			单 10号	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
構造物とりこわし工 無筋構造物 機械施工 昼間 時間制約無 低騒音・低振動対策不要	1,1	m3			施 4 号	
コンクリート殻運搬・処分 コンクリート（無筋）5.7km以下DID区間無	1,1	m3			単 11 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
準備費	1	式				
伐採伐根工	1	式				
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周30cm以上60cm未満	6	本			単 12 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周60cm以上90cm未満	11	本			単 13 号	
伐採工（チェーンソー伐採） 幹周120cm以上150cm未満	1	本			単 14 号	
拔根工（機械拔根）	6	本			単 15 号	
木くず運搬 4t積 7.5km以下 DID区無し タイヤ損耗費(良好)含む	4	m3			単 16 号	

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
木くず処理費 中間処理(地上部(幹・枝))	2	m3			単 17 号	
木くず処理費 中間処理(地下部(根株))	2	m3			単 18 号	
技術管理費	1	式				
環境庁告示第46号溶出試験 六価クロム(直接人件費、直接経費、諸経費含)	1	検体				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

本工事費内訳書

ため池浚渫(九郎ため池)業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

久留米市

農政部 農村森林整備課

作成：令和 7 年 1 月

第1条（適用）

本特記仕様書は、「ため池浚渫(九郎ため池)業務委託」に適用するものとする。

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「福岡県農林水産部 土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）」、「農業農村整備事業 土木工事施工管理基準（福岡県農林水産部）」その他、監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。

ただし、本特記仕様書に記載がある場合は、本特記仕様書を優先して適用する。

第2条（業務目的）

福岡県が策定した防災工事等推進計画に基づき、防災重点農業用ため池の適切な維持管理と防災機能の確保を目的とした浚渫業務を実施するものである。

第3条（数量・図面）

1. 工種および数量等は、現地踏査・事前測量を行い、精査するものとする。
2. 業務着手に際しては、事前測量の結果を報告し、監督職員の承認を受けた後に着手するものとする。
3. 事後測量結果については、協議のうえ、必要に応じて変更契約を行うこととする。

第4条（浚渫作業）

1. 業務の施行にあたっては、関係設計図書及び本仕様書に準拠し入念、確實に行なわなければならない。
2. 受注者は、業務に先立ち発注者に施行に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書等）を提出し承認を得なければならない。また、業務完了後は、社内検査で設計図書と出来形管理図及び写真と現場の出来形を再確認し、業務完了届を提出すること。
3. 業務作業中、第三者及びため池の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
4. 仕様書に明記されていない事項についても、業務上当然必要と思われる軽微な事柄については、発注者の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。
5. 受注者は、業務の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように写すこと。また、履行状況が確認できるように現地マーキング及び業務写真を提出すること。
6. 業務により生じる廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理すること。

第5条（浚渫土の処理）

1. 処分土の土質区分は、土質改良の設計基準強度を基に、第3種建設発生土（草木混じり）としている。土質改良に用いるセメント系固化材の添加量は 50 kg/m³ とする。現地の状況により監督職員と協議の上決定すること。
2. セメント系固化材を使用し、土質改良を行うため、環境庁告示46号溶出試験（六価クロム）を実施すること。試験結果は直ちに監督職員へ報告すること。
3. 本業務の処分土搬出先は、以下のとおりとする。

処分地の名称：(有)環境建設

所在地 : 久留米市荒木町今字北脇 226-3

搬出先を変更する場合は、福岡県の承認施設より選定すること。

選定にあたっては、久留米市内にプラント施設がある施設の中から選定するよう努めなければならない。なお、処分地によっては土質や施設状況により、受け入れていない

処分地も含むため、選定にあたっては発注者と協議すること。

4. 受注者は、処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」を、施工後は「建設発生土処分地確認書」並びに「確認写真」（計画書提出時に処分前の現地確認写真、確認書提出時に搬出後の処分状況確認写真）を提出すること。
5. 受注者は、処分地までの運搬経路を発注者に報告すること。
6. 積込・運搬作業中、第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
7. 「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源利用促進計画（実施）書」は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」による工事情報の登録を行い作成するものとする。また、作成後は「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」、「再生資源利用計画（実施）書」、「再生資源利用促進計画（実施）書」を監督職員に提出すること。なお、業務完了後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告すること。

第6条（交通保安規則）

1. 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯（9：00～17：00）とする。やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。
2. 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、発注者及び関係機関と十分協議し業務区間ににおいては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。なお、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは受注者の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
3. 受注者は、業務完了次第、業務箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにすること。

第7条（追記事項）

1. 業務カルテの作成登録

受注者は、業務委託料額が500万円以上の業務について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に建設実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し原則として、システムからのメールに添付して提出すること。監督職員の確認後、登録時に、監督職員から「実績データに登録の承諾」、「業務名」、「確認年月日」を記載したメールを受領すること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

ただし、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ発行時にシステムから監督職員にメール送信される場合、監督職員への提示や提出は不要とする。

○受注時：契約後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内

○変更時：変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内

○完成時：竣工届を提出後、土曜日、日曜日、祝日などを除き10日以内

○訂正時：適宜

※) 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できる。

2. 各種保険

受注者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務の履行に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

受注者は、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。なお、受注者は上記保険の証券等（契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。

3. 下請負人等の選定

下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

4. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該委託の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

5. 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該委託の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

6. 障害者差別の解消に関する事項

受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第8条

代価表は原則的に添付しない。

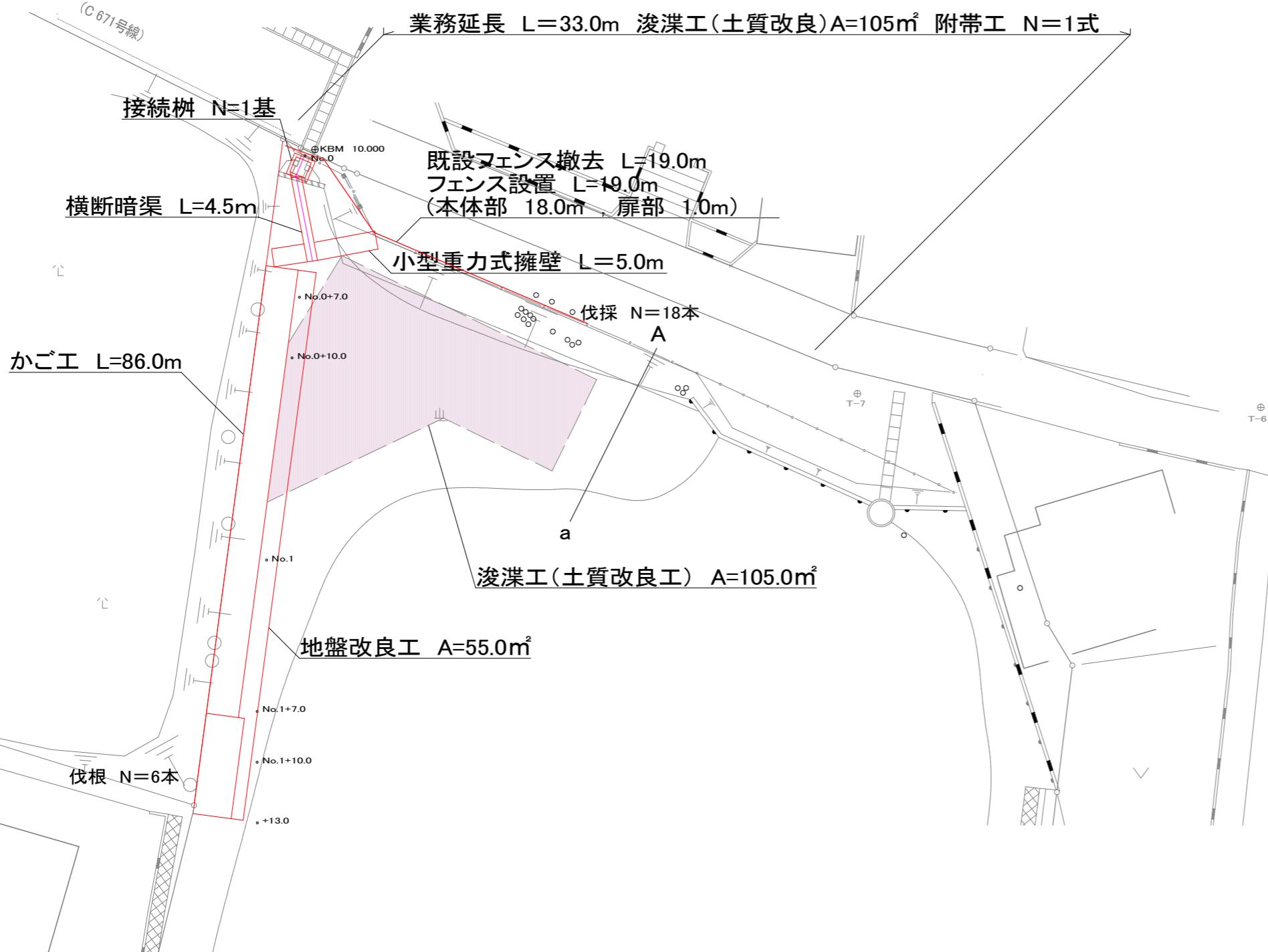
第9条

仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。

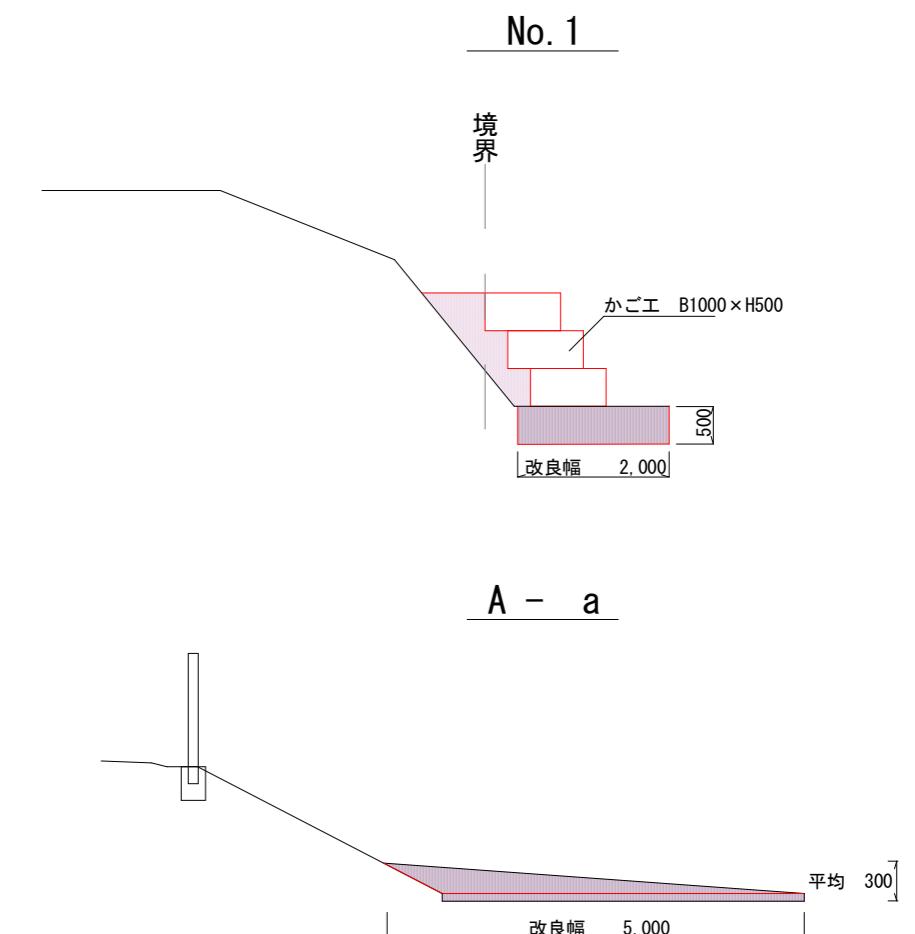
位置図 S=1:5,000



平面図 S=1:250



標準横断図 S=1:100

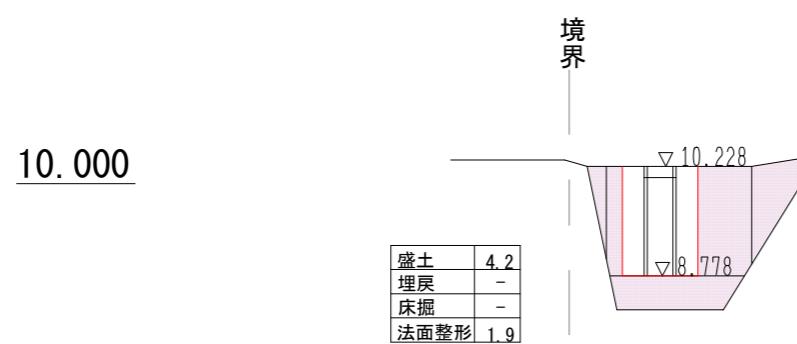


業務年度	令和7年度	
事業名	農地防災事業	
業務名	ため池浚渫（九郎ため池）業務委託	
業務箇所	荒木町 荒木 地内	
図面名	平面図・標準横断図	
縮尺	図示	図面番号 1 / 3
久留米市 農政部 農村森林整備課		

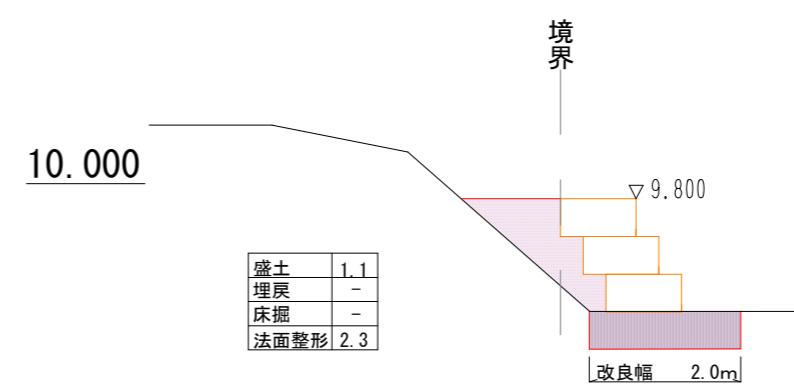
横断図 S=1:100



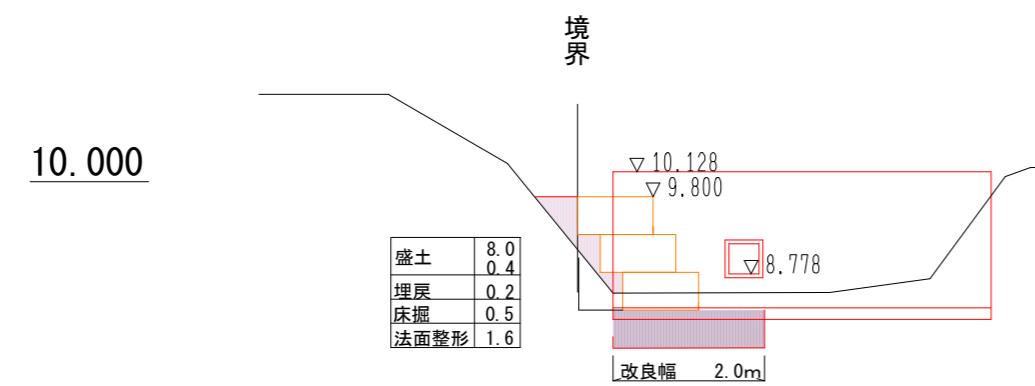
No. 0



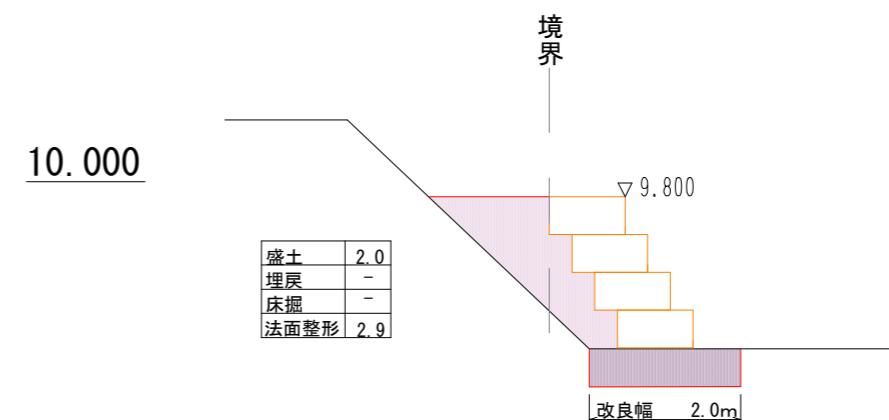
No. 1



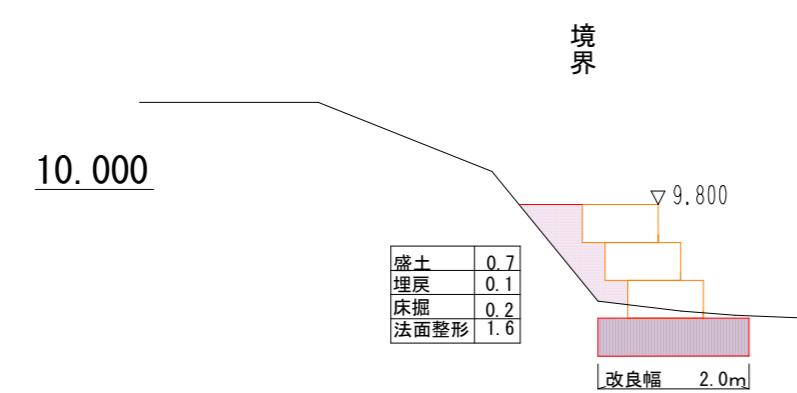
No. 0+5.0 (No. 0+7.0)



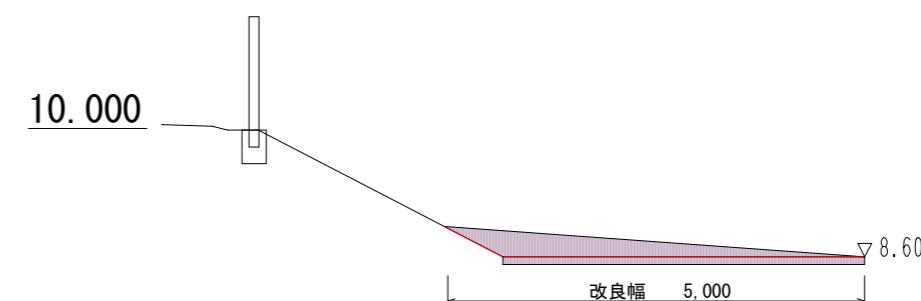
No. 1+10.0



No. 0+10.0

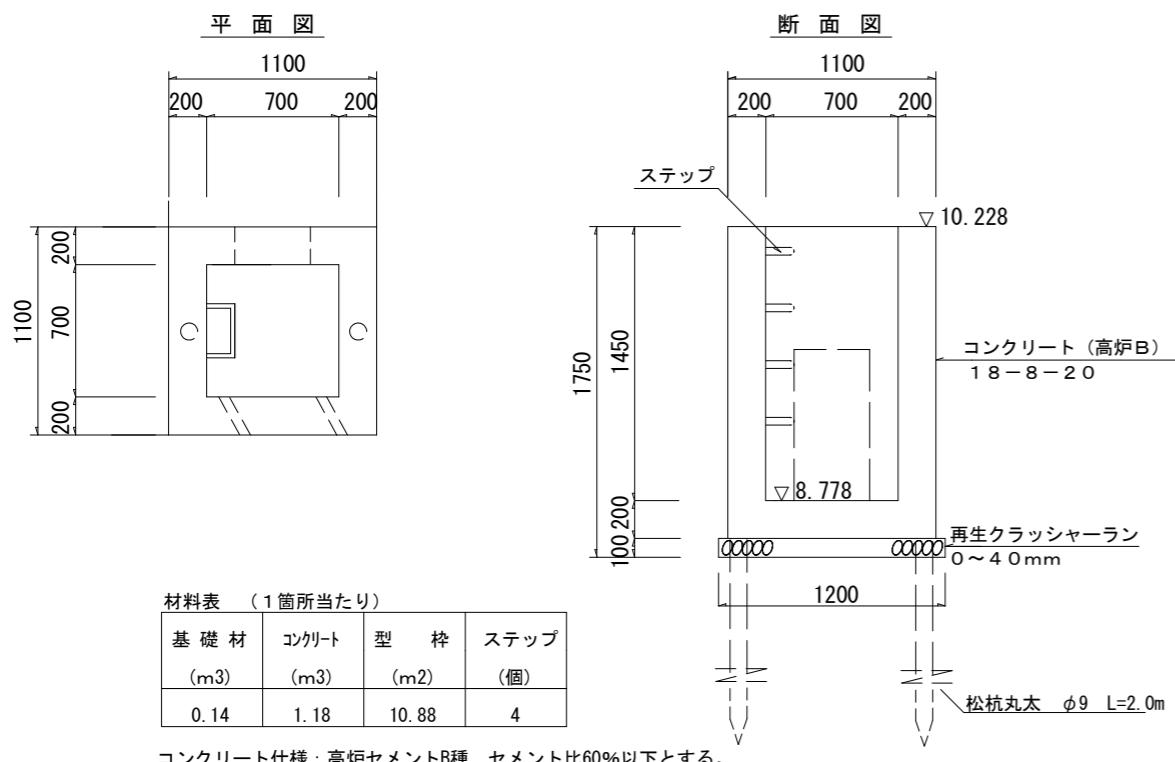


A - a

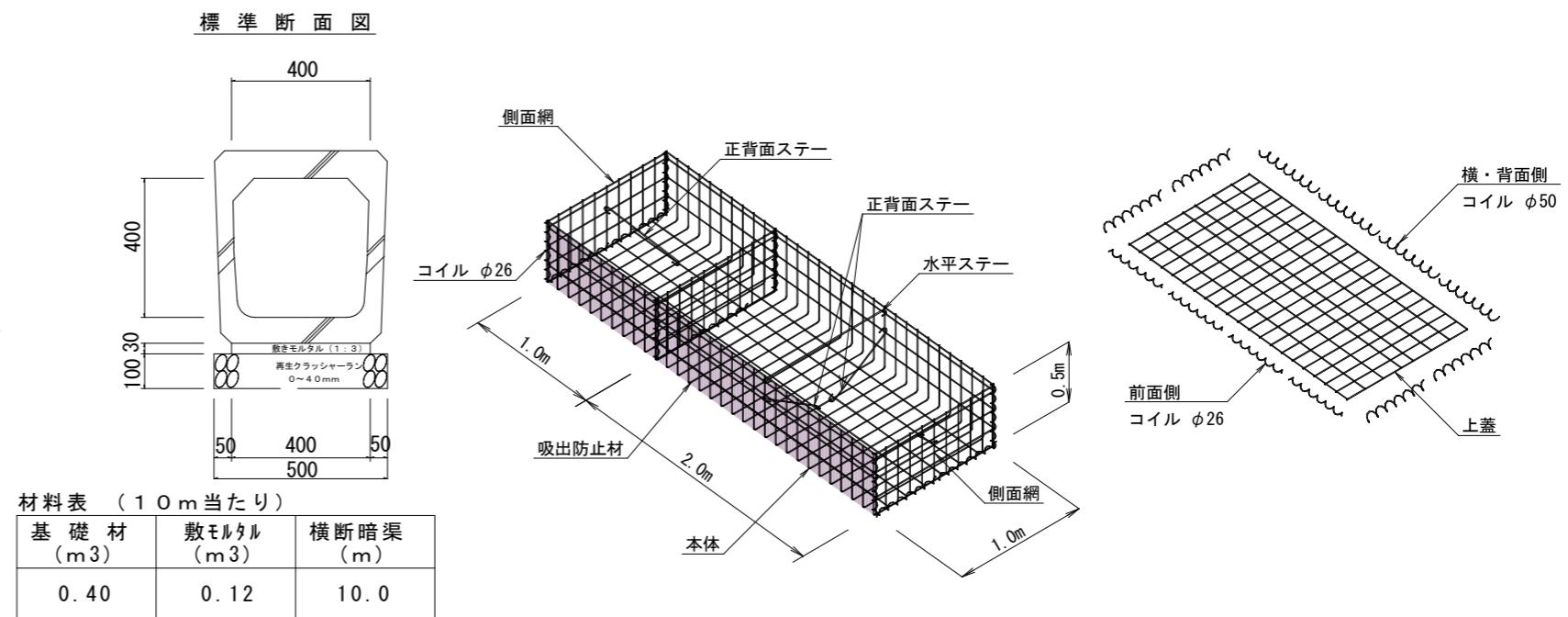


業務年度	令和7年度	
事業名	農地防災事業	
業務名	ため池浚渫（九郎ため池）業務委託	
業務箇所	荒木町 荒木 地内	
図面名	標準横断図	
縮尺	S=1:100	図面番号 2 / 3
久留米市 農政部 農村森林整備課		

溜柵 S=1:40



横断暗渠 S=1:20



かご工部材図 S=free

名 称	線 径 (mm)	材 質・表面処理
本体	Φ6・Φ5	亜鉛アルミ合金先めつき溶接金網 めつき付着量300g/m²以上、アルミ含有量10%以上 線材の引張り強さ540N/mm²以上
側面網	Φ6・Φ5	
上蓋	Φ5	
ステー	Φ6	亜鉛アルミ合金めつき鉄線 めつき付着量300g/m²以上、アルミ含有量10%以上
コイル	Φ5	

※中詰材は、割栗石(詰石用)15~20cmを使用すること。

ネットフェンス S=1:30

小型重力式擁壁構造図 S=1:40

